

(別紙2)

千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修に関するパートナーシップ協定書 (案)

千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修（以下「本工事」という。）に関して、千葉市（以下「発注者」という。）と株式会社山下設計（以下「設計者」という。）と〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）と、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、本工事における発注者が実施した千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、令和〇年〇月〇日に工事を完了させるため、発注者、設計者及び施工予定者が協力して、発注者と設計者が別途契約する「千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修実施設計業務委託」及び、発注者と施工予定者が別途契約する「千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修実施設計技術協力業務委託」における技術協力に基づく実施設計を円滑に完成させることを目的とする。

(関係者間の調整、協力)

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、発注者を支援する業務を行うコンストラクション・マネジャー（以下「CMr」という。）が、調整を行う。

- 2 発注者及びCMrが行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、真摯に対応し、協力する。
- 3 発注者、設計者及び施工予定者は、本協定の目的を達成するうえで採用すべき技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）の技術的・経済的課題を検討するため、千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修技術協力協議会（以下「3者協議会」という。）を設置する。なお、3者協議会とは、発注者、設計者及び施工予定者の3者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。
- 4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する3者協議会において、発注者及びCMrが、設計者及び施工予定者からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

(3者協議会の役割)

第3条 3者協議会の役割は添付の(別紙6)役割分担表による。

(実施設計における技術協力等)

第4条 施工予定者は、本協定の目的を達成するため、本プロポーザル時において提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案、並びに実施設計段階における施工予定者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト確認を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

(合意金額)

第5条 発注者と施工予定者において合意した工事費（以下「合意金額」という。）は、下記の通りとする。合意金額は、本工事における工事費の上限となる。

工事費 ○○, ○○○, ○○○, ○○○ 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による工事費上限額の変更については、別途協議するものとする。

(有効期限)

第6条 本協定は、本協定の締結日から効力を生じ、から本体工事請負契約の締結をもって終了する。本体工事請負契約の締結が予定日を超える場合は、その後の期限については協議による。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、発注者、設計者及び施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○

設計者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○

施工予定者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○